

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年11月5日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 DCM東苗穂店・エディオン東苗穂店

所在地 札幌市東区東苗穂3条2丁目497番地9他

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社SMB C信託銀行

住 所 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

代表者 代表取締役 吉岡 史人

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) DCM東苗穂店・100満ボルト東苗穂店

(変更前) DCM東苗穂店・エディオン東苗穂店

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 谷 司朗

(変更後) 代表取締役 吉岡 史人

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 届出書のとおり

(4) 変更した年月日 届出書のとおり

(5) 変更した理由 届出書のとおり

2 届出年月日 令和7年10月23日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和7年11月5日～令和8年3月5日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内(令和8年3月5日まで)に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。